

令和5年7月12日

元職員（看護師）による不祥事件の発生について

1. 事件の概要について

当院では、入院患者さまのご依頼により、小口現金を日用品口座として会計課にて一括して預かり、入院患者さまが必要に応じて現金の払い出しを受けるシステムをとっておりますところ、入院患者さま約50名の病棟の責任者である看護師長を務めていた元職員（40代・女性）が、令和2年7月ころから令和5年3月までの間に、現金の払い出し書類を偽造する手口で、多数回にわたって当該口座から不正に出金し、現金を領得していたことが判明しました。

令和5年4月に当該元看護師が他部署へ異動した後、本件が発覚しました。

弁護士立会いのもと、院内にて事実関係の調査を実施してきましたところ、現時点で判明している被害総額は約930万円となっております。

2. 関係機関への届出と関係者の処分

本件については速やかに監督官庁へ報告するとともに、警察へも被害を報告し、告訴状を提出しました。

当該職員については令和5年6月5日付けで懲戒解雇し、院長をはじめとする関係役職員についても厳正な処分を行いました。

3. 患者さまへの対応

不正出金された日用品口座の各名義人である入院患者さま及びそのご家族さまに対しましては、個別にご連絡の上、事実関係のご説明と謝罪を申し上げるとともに、不正出金の全額を弁済させていただくべく、手続きを進めております。

4. 今後の対応について

当院におきましては、今回の事案を重く受け止め、発覚直後から監督官庁の指導や顧問弁護士の助言を得ながら事実関係の調査を行い、原因の究明、再発防止に向けた取り組みを進め、内部統制の強化を行っております。

引き続き、今後の調査結果も踏まえた実効性のある再発防止策の策定や職員への教育・研修を通じて、内部管理体制の適正化を図り、患者さまをはじめ関係者の皆さまからの信頼回復に向けて、全職員で取り組んでまいります。

このたびは、かかる不祥事件を発生させ、当該入院患者さま及びそのご家族さまをはじめ当院に係る全ての関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

公益社団法人 岐阜病院
院長 鈴木 祐一郎